平成２３年（フ）第５０１号
沖縄県那覇市松山２丁目20番20号　城間方３階
債務者　櫻井エレナ
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５０６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目356番地　オリブ山病院、住民票上の住所沖縄県那覇市首里崎山町３丁目49番地４メゾンＴＯＫＵ206
債務者　名嘉　　徹
成年後見人　名嘉　君江
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１７号
沖縄県那覇市牧志１丁目４番59号石川アパート501
債務者　橋本　貴幸
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２１号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地大名市営住宅17―408号
債務者　具志堅政子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４０号
山梨県甲府市美咲１丁目１番13号ペアコート美咲202
債務者　根本　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
山梨県甲州市塩山上萩原765番地
債務者　田邉　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
山梨県甲府市山宮町718番地
債務者　福島　礼子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
山梨県甲府市上石田２丁目１番５号　ダイタ荒川ハイツ１号館401
債務者　野中　浩二
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
長野県塩尻市大字片丘10431番地
債務者　中山　皓子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４２号
徳島県海部郡海陽町鞆浦字山下10番地12
債務者　田中　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１２１号
群馬県桐生市錦町３丁目８番30―21号
債務者　久保惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２６１１号
愛知県愛西市勝幡町下市場2418番地２　パナケイア301号室
債務者　大鹿　麻衣（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８号
三重県津市高茶屋小森上野町1295番地２　アンアンＢ棟１―Ｄ、前住所岐阜県海津市海津町福江3254番地15
債務者　鈴木　宏明
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１０号
三重県津市高茶屋５丁目３番62号　藤田ハイツＣ号、前住所愛知県春日井市気噴町北２丁目132番地　アーバンハウス気噴102号
債務者　坂口　**隆**徳
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１１号
三重県津市高茶屋５丁目３番62号　藤田ハイツＣ号、前住所愛知県春日井市気噴町北２丁目132番地　アーバンハウス気噴102号
債務者　坂口　明美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２３号
三重県津市一身田上津部田1379番地71　ファミーユ大谷201、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目15番１号
債務者　ブーランジェリー　フネートル　ルージュこと　伊藤　真治
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　津地方裁判所破産係